

# 高齢者虐待防止のための指針

グループホーム ファミリア

指定認知症対応型共同生活介護事業の人員、設備及び運営に関する基準省令第3条の38の2に基づく虐待の防止のための指針を以下のように定める。

## 1.虐待の防止に関する基本的な考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示す通り、その防止に努めることは極めて重要です。

当施設では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目標を達成し、当施設が掲げる理念「家族のような毎日を過ごせる環境づくり」を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等を努めるとともに、虐待が発生した場合は適正に対応し、再発防止策を講じます。

そのためには具体的な組織体制、取組内容等については、本指針に定めるとともに、運営規定第25条に明示します。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当施設では「高齢者虐待」を次のような行為として整理します。また、当施設のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当施設職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

## 2.虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

### (1) 虐待防止検討委員会の設置

指定認知症対応型共同生活介護事業の人員、設備及び運営に関する基準省令第3条の38の2に基づく虐待の防止のための対策を検討する委員会として、「グループホーム ファミリア虐待防止検討委員会」（以下『委員会』という。）を設置します。

### (2) 委員会の組織

委員会の構成員は施設長、介護副主任、各ユニット職員とします。  
また外部有識者として、協力医療機関の医師、連携訪問看護ステーションの看護職員、薬局の代表者とし、必要に応じて委員会に召集することとします。委員会の責任者として委員長を置き、これを当施設の施設長が努めます。また副委員長を介護副主任とするとともに、両名を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下、担当者）とします。その他、各構成員の役割は下表のとおりとします。

### 【構成員ごとの役割】

構成員	役割
施設長	委員長（責任者） 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 利用者・家族等への説明・相談 行政機関への報告・相談
介護副主任	副委員長 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
各ユニット職員	虐待防止措置の周知、進捗管理
アシスト訪問看護リハビリステーション（管理者）他看護職員	医療的ケアに関する検討、医師召集の要否検討
外部有識者（協力医師、協力薬局）	第三者かつ専門家の観点からの助言

### 3.虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

#### (1) 定期開催

虐待等の防止をはかるため、介護職員その他の職員に対する職員研修を、年2回（5月及び10月を目安）実施します。また、身体拘束適正化に関する職員研修と同時開催とします。

#### (2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定め、虐待等の防止をはかるための研修を必ず実施します。

#### (3) 研修内容

研修内容は、以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により定めます。

- 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- 本指針及び「グループホーム ファミリア虐待防止対応マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法
- 委員会の活動内容及び委員会による決定事項

#### (4) 研修記録

研修の実施回ごとに、当施設統一様式により研修実施記録を作成し、使用資料一式とともに記録簿にファイルし、文書管理規定に則り保管・管理します。

#### (5) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の開催日・時間帯について委員会で検討し、参加率向上に努めます。また、研修ごとに参加率を算出して委員会内で評価するとともに、欠席者に対しては、各ユニット職員（委員会）により後日伝達研修（オンライン等、資料配布）にて行い、その結果を報告書として提出を行い、記録の保管に努める。

### 4. 虐待又はその疑いが発生した場合の対処方法に関する基本方針

#### (1) 市町村への通報

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定にしたがい、速やかに長崎市の窓口へ連絡します。また、養護者による虐待である場合には、長崎市日見・橘地域包括支援センターへ連絡します。

なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応します。

#### 【市町村等への通報窓口】

長崎市役所 福祉部 福祉総務課 指導監査係 電話：095-829-1161（市役所 12 階）

長崎市日見・橘地域包括支援センター 電話：095-801-2037

#### (2) 施設内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見・通報した場合を含めて、虐待等が発生した場合には、速やかに委員会の構成員に報告します。この際、報告の方法・様式・及び報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けた構成は、インシデント報告様式を使用して、その記録を作成し、委員会委員長に報告します。

報告を受けた委員長（施設長）は、下記の対応もしくは対応の指示を、適時適切に実施します。

### 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項について

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針の 4. (1) 及び (2) に準じます。

○職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。

虐待者が担当者本人であった場合には、他の上司に相談します。

○担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合に、報告を行ったものの権利が不当に侵害されないように細心の注意を払った上で、虐待を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上司が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者からの事実確認をします。

これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

○事実確認後の結果、虐待等の事象が事実であること確認された場合には、当人に対する改善を求め、就業規則に則り、必要な措置を講じます。

- 上記の対応を行ったにも関わらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合には、市町村の窓口等外部機関に相談をします。
- 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において、当該事案がなぜ発生したのか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員へ周知を行います。
- 施設内で虐待等が発生後、その再発の危険性が取り除かれ、再発が想定されない場合はであっても事実確認の内容及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

## 6.成年後見制度の利用支援に関する事項について

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて、長崎市役所及び長崎市社会福祉協議会等の窓口を適宜紹介します。また、養護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が直接長崎市役所等に連絡し、対応について相談します。

## 7.虐待に関わる苦情解決方法に関する事項について

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待を行った者である場合には、ほかの上司に相談します。
- (2) 苦情窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは上記の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとします。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者に対応を相談します。

## 8.入所者等に対する当該指針の閲覧について

本指針は、利用者、家族（身元引受人）、後見人等の関係者及び当施設職員、ならびにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、施設内に掲示するとともに、施設ホームページにも掲載します。（<https://familiar-assist.jp>）

## 9.その他の虐待の防止の推進の為に必要な事項について

- 社会福祉協議会や高齢者福祉協議会等で提供される虐待防止に関する研修には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。
- 「グループホーム ファミリア虐待防止対応マニュアル」の活用  
本指針を踏まえて改訂された「グループホーム ファミリア虐待防止対応マニュアル」(令和6年度版)に基づき、日常業務における虐待等の防止に努める。

## 10.本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改訂する場合の改訂作業は、委員会により実施する。

## 11.附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。